埼玉県	さいたま	32					0.5
千葉県	千葉	30					0.5
東京都	東京	16					3
神奈川県	横浜	18					1
新潟県	新潟	17	19	23	26		3
富山県	富山	18	22	28			1
石川県	金沢	14	16	17	23		1
福井県	福井	20	22				1
山梨県	甲府	25	27				2
長野県	長野	14	15	16	18		1
岐阜県	岐阜	30					0.5
静岡県	静岡	15	17	18	19		1
愛知県	名古屋	23					1
三重県	津	27					0.5
滋賀県	大津	20					0.1
京都府	京都	23					1
大阪府	大阪	18					1
兵庫県	神戸	26					1
奈良県	奈良	29					0.1
和歌山県	和歌山	20					0.1
鳥取県・島根県	鳥取	38					0.1
	松江	43	45				1
岡山県・香川県	岡山・高松	18	20	21	27	30	2
広島県	広島	18	19	22	23		3
山口県	山口	18	20	26			1
徳島県	徳島	31					1
愛媛県	松山	17	20	21	27		1
高知県	高知	17	19	21			1
福岡県	福岡	26	30	31	32	34	3
佐賀県	佐賀	44					0.1
長崎県	長崎	14	18	19	20		1
熊本県	熊本	41	42	47	49		1
大分県	大分	22	32	34			1
宮崎県	宮崎	15	16				1
鹿児島県	鹿児島	29	36	40	42		1
沖縄県	那覇	14	15	16			1

同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の再免許及び免許の申請の受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第７項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成30年４月20日　　総務大臣　野田　聖子

1　受付期間等

⑴　別表に掲げる放送対象地域等において、地上基幹放送局の免許の日が平成29年11月１日（水）から平成30年９月28日（金）までであって再免許の申請（当該免許と同一の送信場所、周波数及び空中線電力（以下「送信場所等」という。）に係る申請に限る。）を行う場合

【受付期間】

平成30年５月１日（火）午前８時30分から同年９月28日（金）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

⑵　別表に掲げる放送対象地域等において、地上基幹放送局の免許の日が⑴以外であって再免許の申請（当該免許と同一の送信場所等に係る申請に限る。）を行う場合

【受付期間】

平成30年５月１日（火）午前８時30分から同年10月31日（水）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

⑶　別表に掲げる放送対象地域等において、地上基幹放送局の免許の申請（⑴又は⑵に該当する免許と同一の送信場所等に係る申請に限る。）を行う場合

【受付期間】

それぞれ当該⑴又は⑵に掲げる受付期間（免許の日以降に限る。）

2　基幹放送の区分

超短波放送（コミュニティ放送を除く。）

3　申請書の提出場所及び問合せ先

⑴　送信場所が北海道の場合

北海道総合通信局　〒060―8795　札幌市北区北８条西２丁目１－１札幌第１合同庁舎

情報通信部放送課　電話番号011―709―2311（内線4665）

⑵　送信場所が福島県の場合

東北総合通信局　〒980―8795　仙台市青葉区本町３丁目２－23　仙台第２合同庁舎

放送部放送課　電話番号022―221―0671

⑶　送信場所が長野県の場合

信越総合通信局　〒380―8795　長野市旭町1108　長野第１合同庁舎

情報通信部放送課　電話番号026―234―9939

⑷　送信場所が石川県又は福井県の場合

北陸総合通信局　〒920―8795　金沢市広坂２丁目２－60　金沢広坂合同庁舎

情報通信部放送課　電話番号076―233―4494